

○ 法律の規定（※）に基づき、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、技能実習制度及び特定技能制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上で外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的に、令和4年11月22日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）が設置され、議論が行われております。

（※）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条
出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項

- 令和4年12月から7回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえ、令和5年5月11日、中間報告書が関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されました。
- 今後、引き続き有識者会議で議論を行い、本年秋頃に最終報告書が提出される予定です。

（ご参考）

- ・ 中間報告書（全文） <https://www.moj.go.jp/isa/content/001395635.pdf>
- ・ 中間報告書（概要） <https://www.moj.go.jp/isa/content/001395647.pdf>